

Guidebook for reporting on refugees

難民の報道に関する ガイドブック

Guidebook for reporting
on refugees

認定NPO法人 難民支援協会 2022年6月第1版



— 目次 —

- | | |
|------------------------------|------|
| 1. はじめに：難民の報道について | p.2 |
| 2. 難民について、はじめに知ってほしいこと | p.3 |
| 3. 報道によるリスク | p.4 |
| 4. 難民の取材・報道に必要な配慮 | p.6 |
| 5. 用語集・参考資料 | p.8 |
| 6. あとがき：難民の尊厳と安心が守られる社会を目指して | p.11 |

付録：取材を受ける難民の方向けのチェックリスト（英訳付き）

1 はじめに：難民の報道について

現在日本には多くの難民の方々が暮らしています。難民申請中の方や、難民として認定された方、それ以外の在留資格を認められた方など、決して遠い存在ではなく同じ社会の中で日々の生活を送っています¹。

しかし、日本の難民認定は他の先進国と比べて著しく厳しく、個別の事情を考慮されずに収容や送還の対象となるなど、難民として保護されるべき人が保護されていない実状があります。

こうした難民の人々に向き合い、粘り強く取材を続けてきてくださった報道・メディアの方々により、近年難民に関する報道が増え、難民への関心や理解が社会に広がってきたと感じられることも多くなってきました。

一方で、難民は紛争や人権侵害から逃れて日本にいる人々であり、報道のされ方によって、その方自身や関係する人にとって取り返しがつかない重大な結果につながることもあります。

日本で20年以上難民の方々を支援してきた難民支援協会では、報道のさまざまなケースを見てきました。その中には、難民の抱える特殊性や日本の難民保護の状況が全く配慮されない形での報道により当事者の方々にとっての不利益につながるものもありました。報道によって難民への共感が広がることを願う一方、難民に重大な被害が生じてはならないという思いから、この度『難民の報道に関するガイドブック』を作成しました。

このガイドブックでは、難民を報道するにあたって留意いただきたいことを、その背景とともにまとめています。難民支援協会の経験に加えて、有志のメディア関係者の方々や、他の支援団体にもご協力をいただき、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）による報道ガイドラインなども参考に作成しました。日本に逃れた難民の取材や報道の際に、まず読んでいただき、参考にいただければ幸いです。

難民のおかれる状況は多様で複雑です。

報道に際しては、どのような疑問でもまずはお気軽にお問い合わせください。



《お問い合わせ先》

認定NPO法人 難民支援協会・広報部 Tel.03-5379-6001

<https://www.refugee.or.jp/contact/media>（報道関係者向けお問い合わせフォーム）



1,日本には現在、難民申請中の約2.4万人にくわえて、難民として認定されたりそれ以外の在留資格を認められた約1万人（難民として認定された人915人、人道配慮による在留を認められた人3,289人、第三国定住難民194人、インドシナ難民9,836人）の合計約3万人以上の難民の方々が暮らしているとみられます。（2021年末現在 ※ただしインドシナ難民の人数は2019年3月末現在 出典：出入国在留管理庁、難民事業本部、UNHCR資料から難民支援協会推計。「難民」の正式な統計は存在せず、認定後に出国した人数も不明。）

2 難民について、はじめに知ってほしいこと

難民とはどんな人たちか 一まずは以下のことを知ってください。

1) 難民とは広義には「紛争や人権侵害などから、やむを得ず母国を追われ、逃げざるを得ない人たち」のこと※注。

もし母国に送り返されれば、命の危険や人権侵害のおそれがある事情を抱えた人たちです。難民となった理由は様々で、民主化活動に参加したことや宗教上の改宗をしたこと、性的マイノリティであるなど、一人ひとり違った事情があります。こうした事情を抱えているため、自分が難民であると周囲に明かしていない人も多いです。

2) 日本では、難民認定され適切な保護を受けることが難しい。

日本は難民条約に加入しているため、難民を認定し、保護する義務があります。しかし、日本では国際的な基準から離れた非常に厳しい難民認定が行われており、難民として認定されるべき人が認定されていません。日本の難民認定率は例年1%未満と、他の先進諸国と比べ著しく低いです。

3) 難民申請中の方が日本で暮らしている状況は不安定で、母国への送還の可能性もある。

難民申請中の人は、就労や住民登録ができない短期滞在の在留資格や、就労や住民登録が認められる場合でも数ヵ月の在留資格で暮らしています。在留資格がなく非正規滞在の人もあります。

難民認定されれば、安定した在留資格を得ることができますが、母国との関係性におけるリスクは存在すると感じる人もいます。

また、難民認定されなかった結果、在留資格を失い、収容されたり危険のある母国に送還されたりするおそれを抱えながら、必要最低限の生活が保障されない状態で暮らしている難民も多くいます。

4) 言葉や文化の違い、差別の対象となることなど、日本社会で生きる上での困難もある。

難民の特徴の一つとして、日本での生活に関する十分な準備や情報収集をすることができないなかで来日する点があります。また、1)～3)の理由から、来日後の言語の習得や生活習慣に慣れることにも困難があります。地域や職場になじむことも難しく、同国人のコミュニティなどからも孤立しやすい傾向もあります。ヘイトスピーチや差別の対象になりやすいことも外国人に共通する経験としてあります。

※注:このガイドブックでは政府によって難民認定された人だけでなく、難民申請前の人や申請中の人、不認定となった人なども含めて、広義での「難民」と表記しています。なお、難民の定義は難民条約により定められています。

3 報道によるリスク

難民の当事者が、個人を特定される形で報道で取り上げられると、当事者本人や母国にいる親族・関係者に対して、さらなる迫害が生じるおそれがあります。

- 報道がインターネットや国際報道経由で母国に知られ、母国を逃れて日本にいること、メディアを通じてメッセージを発したことなどが伝わった結果、**当事者本人や母国にいる親族・関係者に対してさらなる迫害が生じる可能性があります。**
- また、日本国内でも、**在日大使館**(※ 政治的な理由で逃れてきている方にとっては、自らを迫害する相手方である場合が多い)に知られることで、**本国に情報が行く可能性があります。**大使館以外にも、本国で敵対するグループ側の人物が日本で暮らしていることも少なくありません。

事例1：海外メディアの報道が母国の関係者に知られ、家族に危害が及んだ



フランスのメディアから「日本の難民について特集したいので、日本で難民申請中の人を取材させてほしい」と依頼されたある支援団体は、「個人を特定できない形であれば」と承諾してくれた難民申請者のAさんを紹介した。しかし、メディア側とのミスコミュニケーションがあり、顔が出る形でフランスで放送されてしまった。Aさんの出身国はフランスに大きなコミュニティがあるため、番組放送の結果、Aさんが日本で難民申請中であることが母国の関係者に広く知れ渡ってしまい、家族が危害を受けた。

※その他にも、以下のようなリスクが考えられます。

⚠ 難民認定の審査への影響

- 難民申請前の当事者の場合、メディアが注目し取材することで、本国政府や大使館等による行動制限や監視が強化され、**難民申請自体が困難になることがあります。**
- 難民申請中の当事者の場合、申請理由に関わる部分がメディアで報道されると、**審査の結果に影響を及ぼすおそれがあります。**出入国在留管理庁(入管)は難民認定審査において、難民申請者の供述の一貫性を非常に重く捉えます。入管が報道を確認している場合があり、メディアで紹介された内容が入管の審査で話している内容と食い違う場合などに、難民認定に不利になる可能性があります。
- また、報道のされ方によっては、在留資格により就労が許可されていない方や、仮放免中で移動に制限がある方の違反行為と入管に捉えられ、収容や送還につながる可能性もあります。

！ 自身の社会生活における被害

- 難民である当事者が暮らす場所や働く場所が知られることによって、ヘイトスピーチ等の誹謗中傷の対象になる可能性があります。当事者が難民であることを周囲に伝えていないことも多く、報道されることによって学校や職場などでネガティブに捉えられ、いじめや嫌がらせ、プライバシーの侵害などの対象になる可能性もあります。**特に子どもの場合は、こうした影響が大きく、配慮が必要です。**

過去にはこんなことも…

事例2：報道のリスクが十分に認識されない中、難民の出身地域でも放送されてしまった



有志団体が難民申請者を集めて開催したフットサル大会の様子がテレビで報道された。映像には、トルコ出身のクルド人難民申請者がチームへの応援としてクルド独立の旗を振り、民族のマークが入ったユニフォームを着たり、発言したりする様子が映されていた。その映像が英語付きの国際放送として、中東を含む地域でも放映された。

後日、本国に送還された大会参加者の一人が、所持するかばんに大会の写真があったことからクルド人の「非合法組織」を支援する活動に参加したとみなされ、3年以上の懲役を受けた。写真に写っていた少なくとも約10人も指名手配された。報道との因果関係は不明だが、友好目的のスポーツイベントであってもリスクが生じうることを、さまざまな支援者やメディアに理解していただくことの必要性を、難民支援協会も改めて感じた出来事となった。

事例3：入管に個人情報を公表されてしまった



2001年の9.11テロの直後に、アフガニスタン出身の難民申請者のBさんは、他のアフガニスタン出身者と共に一斉収容された。難民不認定となったあと、支援者と相談して記者会見を開き、自らの難民該当性を主張。Bさんのケースは、入管への批判とともに新聞で大きく報道された。結果として、これに対応するように、入管も記者会見を開き、Bさんの口座残高を発表した。高額な預金があることなどは難民性とは全く関係のないことだが、厳しい世間の目にさらされることとなった。Bさんや支援者は、記者会見を開いたことを後悔し、その後の取材をすべて断っている。

事例4：ヘイトスピーチの対象となってしまった



Cさんは難民認定され、在留資格も安定したので、難民への理解が日本社会で深まることに自分の経験が役立つなと思い、顔や名前を出してテレビ番組に出演した。放送後にYouTubeにアップロードされていた同番組（公式チャンネルではなく第三者がアップロードしたもの）を見てみると、コメント欄には自身や難民に対する罵詈雑言が寄せられていた。Cさんは予想外の反響に傷つき、恐怖を感じ、それ以降はメディア出演は断り、相手の顔を見て話せる講演などの場に絞っている。

4 難民の取材・報道に必要な配慮

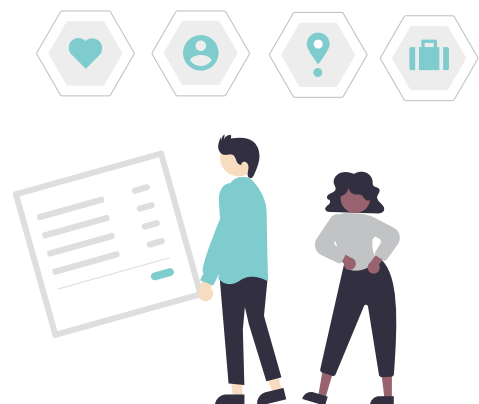
これらのリスクがあることから、難民の取材・報道をする際には、被害が生じることがないように、以下のような配慮が必要だと考えます²。

1) 報道により、難民である当事者本人や、母国にいる親族・関係者に生じる被害を想定し、被害を避けられるよう報道の形を検討すること。

- ✓ その人が日本に逃れていると知られることは、当事者本人や母国にいる親族・関係者に対し、さらなる迫害が生じるおそれがあり、最大のリスクとなります³。
- ✓ 生じうる被害は、難民申請の状況（申請前・申請中・不認定・認定など）、現在の在留資格（難民申請中でも在留資格がある場合、ない場合があります）、母国から逃れた理由、現在の母国の状況、母国にいる親族や関係者の状況などにより異なります。

※本人特定につながる情報には、以下のようなものがあります。

- ✓ 本名
- ✓ 顔・声・身体的特徴
- ✓ 日本での居住エリア
- ✓ 就労先・就学先
- ✓ 出身国・地域
- ✓ 民族
- ✓ 年齢
- ✓ 難民となった／逃れてきた具体的な経緯



場合により、以下のような配慮が必要です。

- ・顔や居住地などの判別を不能とする映像加工をする
- ・仮名を使用する
- ・出身国を明示しない（例：「中東出身」「東部アフリカ出身」）
- ・迫害の内容・迫害を受けた理由・逃れた経緯について、詳細まで具体的に示さない（例：母国での所属政党の名前を書かない）

※日本に逃れる人の数が少ない国の場合、出身国が書かれるだけで個人が特定できることがあります。

※仮に個別の情報では特定できなくとも、組み合わせにより特定することが可能になるおそれがあることにも留意ください。

2. UNHCRも難民の報道に関するジャーナリスト向けのガイドラインを作成しており、その中で報道による被害の可能性に留意することを求めています。UNHCR/NUJ, "Reporting on Refugees Guidance by and for journalists", 2015, p.1

3. UNHCRは「プライバシーの権利と秘密保持の要件は庇護希望者にとっては特に重要である」としています。UNHCR, 「庇護情報の秘密保持の原則に関する助言的意見」2005

2) 当事者に対して、報道の内容と、どのような配慮をするかを十分に理解できる形で説明した上で、同意を取ることを。

※当事者の同意は必須です。丁寧な説明の上で、同意を取ってください⁴。

※本ガイドブック巻末の付録「取材を受ける難民の方向けのチェックリスト」（英訳付き）を取材の際にお渡しするなどご活用ください。

- ✓ 外国人にも理解できるよう、自分の所属や名前、取材の目的を丁寧に伝えてください。
- ✓ 情報がどのような媒体にどのような形で掲載されるか、外国語でも発信されるか、その場合はどの言語で発信されるかを伝えてください。
※SNSやウェブサイトでの追加掲載などについても、確認に含めてください。また事後に、掲載媒体、放送されるエリア、言語等が変わる際には、改めて確認を取るようお願いします。
- ✓ 報道により個人が特定されてしまうと、母国や日本国内で関係のある人、入管に知られる可能性があることを説明し、名前や顔を出すことの是非など、どのような配慮をするか確認してください。

※注意点: 当事者が個人が特定される形での報道に同意した場合でも・・・

- 当事者自身が報道のリスクを十分に見積もることができるとは限りません。日本で難民認定を得られず追い詰められているなどの状況から、報道に出ることでの状況改善に過大な期待を持つことがあること、その反動などもあります。報道機関の方々による客観的な視点からの配慮をどうぞお願いします。
- 説明の上で当事者が同意しても、**将来的に再び隠す必要が生じることもあります。**

- ✓ 当事者に加えて、できる限り**当事者のことを知る関係者や、当会を含む難民支援団体などへも相談をお願いします。**（当該個人への直接の支援をしていない団体に対しては、個人情報を開示せずに一般論として相談をしてください。）

4. UNHCRも、本人の同意なしに個人が特定されるような情報や画像を報道することは違反行為であるとし、注意を呼びかけています。
UNHCR/NUJ, 前掲書, p.8

5

用語集・参考資料 ▼用語集 (50音順) 2022年4月現在

インドシナ難民： Indochinese Refugee

1970年代後半以降、ベトナム戦争の終結後、インドシナ半島の騒乱を逃れてきた難民（ベトナム、ラオス、カンボジア出身）。日本では1979年から閣議了解で正式に受け入れ、約1万人のインドシナ難民およびその家族が定住している。通常、入管法上の難民認定手続を経ずに受け入れられた。

仮滞在許可： Provisional Stay

2005年5月に施行された出入国管理及び難民認定法に定められた制度で、正規の在留資格を持たない難民申請者の法的地位の安定化を目的としている。原則として難民申請を入国から6ヶ月以内にしていること、退去強制令書の発付を受けていないなどの一定要件を満たせば、仮滞在が許可され、住民登録ができ、一部の行政サービスを受けることができる。また、仮滞在期間中は、退去強制手続が停止される。就労は不可。許可数は少なく、2020年で440人中15人。

仮放免： Provisional Release

收容されている外国人の身柄拘束を一時的に停止し、移動の制限など一定条件を付して放免する制度。入管法では收容の期限が定められておらず、送還が可能な時まで無期限に收容を継続することができるため、退去強制令書の発付を受けた外国人にとっては、仮放免制度は長期的な收容から解放される唯一の制度となる。仮放免は通常1か月から3か月程度の期間が定められ、定期的に入管に出頭し更新をしなければならない。仮放免中は居住地域外への移動や就労は禁止されており、また各種行政サービスの多くも受けることができない。

強制送還： Deportation

退去強制令書に基づき、本人の意思にかかわらず強制的に国籍国等に送還すること。難民認定申請中は退去強制令書の発付がされていても、強制的に送還をすることができない。

在留資格： Status of Residence

外国人が適法に日本に滞在し一定の活動をするための資格のこと。ビザと一般的に呼ばれることがあるが、法的にはビザ（＝査証）は外国人が日本に入国するために入国前に日本大使館から取得する証書であって日本に適法に滞在する資格である在留資格とは異なる。入管法により在留資格は29種定められており、主に就労等の活動を目的とするものと家族関係など一定の身分関係により基礎づけられるものがある。

在留特別許可 (在特)： Special Permission to Stay

退去強制対象の外国人に対して、法務大臣が特別に在留を許可し、在留資格を付与すること。許可要件が法律で定められておらず法務大臣の幅広い裁量権行使に委ねられていると解されている。運用の透明性を確保するために法務省はガイドラインを2006年に作成し、2009年に改定、公表して一定の基準を示している。しかしながら2012年と比較して2020年は3分の1の許可数となるなど、減少傾向にあった。

收容： Detention

收容令書や退去強制令書により外国人の身柄を強制的に拘束すること。退去強制令書が出ている人は「送還ができるまで」收容するとしている。「拘禁」と同義語。UNHCRの見解では、拘禁は庇護希望者を管理するための措置として用いられてはならないとしている。

收容代替措置： Alternatives to Detention

收容代替措置とは、その個人が在留資格に関連して收容されないようするための措置で、收容から解放し、コミュニティ内に居住することを認める取り組みのこと。各国では様々な形での取り組みが官民連携で実施されている。特に、難民申請者、女性、こどもなど脆弱性のある人が対象になることが多い。

人道配慮： Humanitarian Grounds

難民認定手続において、人道的な配慮を理由に在留を認め、在留特別許可を付与すること。このような許可は、法務省により難民の基準は満たしていないと判断されたものの、戦争や国内紛争など本国の情勢を踏まえた理由で出身国に帰ることができない者、または日本人と婚姻するなど、本邦での特別な事情等を考慮して在留を認めた者に与えられることがある。

条約難民： Convention Refugee	1951年難民条約第1条A(2)で、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、政治的意見などの理由で迫害を受けるおそれがあり、他国に逃れている等と定義されている。条約難民は条約上の条件を満たした段階から難民であり、国家等による難民認定は難民であることを宣言するにすぎないとされている。
審査請求： Appeal	難民の認定をしない処分等に対して、法務大臣に対して不服を申し立てることができる制度。難民の認定をしない処分の告知の通知から7日以内に不服である旨を書面で提出する。審査請求では、難民審査参与員の意見が提出される。法務大臣はその意見を聞いたうえで審査請求に対する裁決を行う。2016年3月末までは、異議申立て制度として扱われていた。
退去強制手続： Deportation Procedure	非正規の入国やオーバーステイなど、適法に滞在していない外国人を国外へ退去させるための手続。難民申請中であっても、退去強制事由（退去強制の原因となる事由）があると思慮される場合、難民認定手続と並行して退去強制手続がとられ、収容又は仮放免の対象となる場合がある（仮滞在許可を受けた者は除く）。
第三国定住： Resettlement	難民を、庇護を求めた国から、あらたに受け入れに合意した第三国へ移動すること。滞在国が難民条約に加盟していないなどの理由により、難民が安定した法的地位を得ることができない場合など、第三国での定住をはかる。第三国定住は恒久的解決策そしてまた難民保護の手段の一つとされている。
難民条約： Refugee Convention	難民の保護について最も広く適用される枠組みを定める条約。2019年9月現在世界146カ国が締約国。1951年採択の「難民の地位に関する条約」と1967年採択の「難民の地位に関する議定書」の2つをあわせた意味で通常用いられる。
難民申請者 （難民認定申請者）： Refugee Applicant	庇護希望者であって、難民認定の申請を行った者。「庇護希望者」の項目参照。
難民調査官： Refugee Inquirer	難民申請を審査するために、必要な情報などを調査する人。法務大臣が入国審査官の中から指定する。
難民認定手続： Refugee Status Determination (RSD)	難民申請を提出したものが実際に難民であるかどうかについて審査する手続き。申請者の命に関わりうる重大なものである。日本においては、入管法の中に難民の認定についての手続きが定めてある（第7章の二）。
入管庁 / 入管： Immigration Bureau	出入国在留管理庁（Immigration Services Agency of Japan、旧法務省入国管理局）の略。
入管法： The Immigration Control and Refugee Recognition Act	正式名称「出入国管理及び難民認定法」のこと。昭和26年公布の出入国管理令に、日本の難民条約加入に伴い、1981年に難民認定手続に関する条項が追加され、同名称に変更された。難民認定制度に関しては、2004年に仮滞在制度や難民審査参与員制度が導入された（2005年5月16日より施行）。
ノン・ルフルマン原則： The principle of Non-Refoulement	国家に対し、難民の生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ難民を送還することを禁止する難民法の中心的原則。難民条約のみならず、拷問等禁止条約など国際人権法でも規定されている。ノン・ルフルマンの原則は国際慣習法の一部であり、1951年難民条約の加盟国であるか否かにかかわらず、あらゆる国家を拘束するとの理解が一般的である。

迫害：
Persecution

難民条約上の「難民」の定義として、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」ことなどが定められている。「迫害」とは、生命、身体、自由など基本的な人権に対する重大な侵害を指すとされており、それ自体としては迫害には当たらない措置であっても、累積することにより迫害を構成し得る。さらに、何が迫害に当たるかという解釈は、個人の心理構造や各事案の状況の違いに応じ、多様に変化するものである。

庇護：
Asylum

迫害または重大な危険を逃れて他国から訪れた者に対し、国がその領域内において保護を付与すること。具体的には庇護は、ノン・ルフルマン、庇護国の領域内への滞在許可、人間らしい待遇の基準など、様々な要素を包含している。

庇護希望者：
Asylum Seeker

庇護を求めて保護国にやってきた人で、庇護申請の最終的な結論を待っている人を指す。日本では、行政の判断後、司法手続き（地方裁判所、高等裁判所もしくは最高裁判所の判決）を待っている人も含まれる。また、難民申請を行い、法務省による判断を待っている人を特に、「難民申請者(もしくは難民認定申請者) (Refugee Applicants)」と呼ぶことがある。

補完的保護：
Complementary Protection

難民条約上の難民には該当しないが、国際保護を必要とする者を保護し、そのための地位を与える法的枠組み。拷問等禁止条約や自由権規約といった国際人権法などが、その根拠となる。

▼参考資料

- ・認定NPO法人 難民支援協会 <https://www.refugee.or.jp/>
- ・認定NPO法人 難民支援協会 「日本にいる難民のQ&A (PDFファイル 27MB)」
- ・UNHCR/NUJ, “Reporting on Refugees Guidance by and for journalists”, 2015
- ・UNHCR/IOM, “Reporting on Migration and Refugees – Guidelines for Journalists”, 2018
- ・全国難民弁護団連絡会議(全難連) <http://www.jlnr.jp/>
- ・なんみんフォーラム (FRJ) <http://frj.or.jp/>
- ・難民研究フォーラム REFUGEE STUDIES FORUM <https://refugeestudies.jp/>

6 あとがき：難民の尊厳と安心が守られる社会を目指して

コロナ禍が続く2021年、入管法改正案や長期収容の問題への関心が高まり、東京オリンピックの出場選手などが日本で庇護を求めるケースが相次いだことから、難民の当事者について、様々な形で報道されることが増えました。

難民支援協会では、日本に逃れた難民について広く知ってもらうため、メディアの取材や報道に協力するとともに、報道にあたっての懸念について、メディア向けの要望書（『難民の取材に関するお願い：メディア関係者の皆さまへ』『オリンピック選手等の庇護希望に関して』）を出すことにより伝えてきました。

しかし、個別にお問い合わせをいただいたメディアの方以外にまで、こうした要望を届けることは難しく、特に難民について初めて取材されるメディアの方にも理解しやすいものを作成したいと考え、このガイドブックを企画しました。

作成にあたっては、これまでにご取材をいただいていた有志のメディア関係者の方々に、多大なご協力をいただきました。ガイドブック作成のための議論の中で、お一人おひとりがこれまで取材者として葛藤しながら、難民の報道の形を探ってこられたことをあらためて知り、報道の影響力和難しさを痛感しました。

議論の中では報道機関としての立場、支援者側の立場、それぞれの視点からの率直な意見をぶつけあい、難民の報道についてガイドブックを作成できたことに、感謝いたします。

難民に関する報道に限らず、報道により被害や影響が出ることは多面的にあります。しかし、難民には、命の危険から逃れてきた背景があること、異なる社会・文化から来た人であること、日本で適切な保護を受けられる可能性が低く先の見通しが無い状況に追い込まれていることなどの特殊な事情があり、その点に鑑みて報道によるリスクを想定することが必要です。

また、難民ではなくても、人権侵害を受けている外国人の方々や、さまざまな事情により母国に帰れない方々にもこうしたリスクはあてはまります。

このガイドブックが、報道を通じて難民やこうした方々の尊厳と安心が守られる社会を実現する一助となることを願います。

2022年6月1日
認定NPO法人 難民支援協会

《本ガイドブックに関するお問い合わせ先》

認定NPO法人 難民支援協会・広報部 Tel.03-5379-6001

<https://www.refugee.or.jp/contact/media>（報道関係者向けお問い合わせフォーム）



取材を受ける難民の方向けのチェックリスト

※難民の方で自身により、気をつけていただきたいことのリストです。取材の際にお渡しするなど、ご活用ください。
(次ページに英訳あり)

しゅざい う かくにん 取材を受けるときに確認してほしいこと	
しゅざい う い 取材を受けてくださいと言われたとき	
1	しゅざい ひと しよぞくさき なまえ しゅざい もくてき き 取材する人の所属先や名前、取材の目的を聞いてみましょう。
2	ほうどう ばあ い ないよう き 報道される場合は、いつ、どんな内容を聞いてみましょう。
3	じょうほう ばいたい けいさい てんさい げんご はっしん き 情報がどのような媒体に掲載・転載されるか、どの言語で発信されるかを聞いてみましょう。
4	ほうどう じぶん かんけいしゃ かぞく しよう かんが 報道により自分や関係者(家族など)に生じるリスクはどのようなことが考えられるか、聞いてみましょう。
5	こうかいかう こうじんじょうほう はんい じぶん じょうけん つた 公開可能な個人情報の範囲について、自分の条件を伝えましょう。 とくめい かめい ・匿名・仮名にしてほしい かお からだ がぞう けいさい ・顔や身体の画像を掲載されたくない こえ か ・声を変えてほしい す ばしょ ・住んでいる場所をわからないようにしてほしい しゅうろうさき しゅうがくさき ・就労先・就学先がわからないようにしてほしい しゅっしんこく ちいき めいかく ・出身国・地域を明確にしないでほしい みんぞくめい めいかく ・民族名を明確にしないでほしい ねんれい か ・年齢を書かないでほしい なんみん のが ぐたいてき けいり か ・難民となった／逃れてきた具体的な経緯を書かないでほしい がいこくご けいさい ・外国語では掲載しないでほしい けいさい ・ネット掲載はしないでほしい など
しゅざい う 取材を受けているとき	
6	はな はな だいじょうぶ しゅざい ことわ 話したくないことは話さなくて大丈夫です。取材を断ってもかまいません。
7	じぶん あんしん つどう ばしょ じかん つ そ きぼう きしゃ そうだん 自分にとって安心できる・都合のよい場所や時間、付き添いの希望などを記者に相談して ふあん はんみんしえんぎようかい そうだん よいです。不安があるときは、難民支援協会(JAR)にも相談してください。
しゅざい 取材のあと	
8	ほうどう ないよう まちが ていせい しゅうせい もと 報道の内容が間違っていれば訂正や修正を求めることができます。 ふあん ばあい けいさいまえ ないよう ひょうげん そうだん かくにん もと 不安がある場合は、掲載前に内容や表現について、相談や確認を求めてみましょう。

Check list for refugees who are going to be interviewed

Things to check before being interviewed (英語)		
When you receive an interview request		
1	Check where the interviewer is from, his/her name, and the purpose of the interview.	
2	If the interview is going to be covered by media, ask when and what is going to be reported.	
3	Ask what kind of media the information is going to be covered on, and in which language it is going to be.	
4	Be aware of the risks that could occur to yourself or others around you (your family etc.) due to the media coverage.	
5	Clarify the conditions on the disclosure of your personal information. • Wish to be reported anonymously or under a pseudonym • That you do not wish to have an image of your face or body posted on media • Wish to change your voice • Wish to keep the place you live secret • Wish to keep the place you work for/study at secret • Wish to keep the country/area you are from secret • Wish to keep your ethnonym secret • Wish to keep your age secret • That you do not wish, under what circumstances that you became a refugee/ had to flee your country to be written • That you do not want it to be published in a foreign language • That you do not want it to be published on the internet etc.	
When you are being interviewed		
6	If there are things you do not want to talk about, you do not have to talk about them. It is okay to refuse being interviewed.	
7	You can ask the interviewer the place/time that is comfortable for you/that is convenient for you, or if you wish to be accompanied by someone.	
After the interview		
8	If anything wrong is posted on media, you can ask for it to be corrected. If you are worried about the content or the expression, ask and check before it is made public.	

Guidebook for 難民の報道に関する ガイドブック reporting on refugees



難民の報道に関するガイドブック Guidebook for reporting on refugees

編集・発行：認定NPO法人 難民支援協会
〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル4階
Tel.03-5379-6001 Fax.03-5215-6007 info@refugee.or.jp
発行日：2022年6月1日 第1版 発行 協力：メディア有志